

仙台市農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 平成30年8月31日（金曜日）午後1時30分から午後3時15分

2. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

3. 出席委員 （16人）

会 長	1 番	佐々木 均		
会長職務代理者	2 番	中野 勲		
委 員	3 番	赤間 敬	4 番	大泉 権吾
	5 番	大里 重市	6 番	加藤 和江
	8 番	菅野 則義	9 番	郷古 雅春
	10 番	佐藤 千治	11 番	佐藤 昭幸
	12 番	佐藤 とみ	13 番	品川 忠夫
	14 番	鈴木 通	16 番	高橋 勝彦
	18 番	嶺岸 若夫	19 番	結城 一吉

4. 欠席委員 （ 3人） 7 番 加藤 和彦 15 番 鈴木 正年 17 番 松原 菊男

5. 議事日程

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事録署名委員の指名

4. 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第4号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件

第5号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件

第6号議案 農用地利用集積計画（案）について

5. 協議

(1) 平成30年度業務計画の修正(案)について

6. 報告

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出

(3) 農地法第3条の3の規定（相続）による届出

(4) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知

(5) 公売に対する買受適格証明願に関する届出の件

(6) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件

(7) 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の返戻に関する件

(8) 平成30年度農地パトロール（1回目）の実施結果について

(9) 農地基本台帳補正調査について（案）

(10) 企画検討チーム会議の報告

7. その他

- (1) 会長報告
- (2) 事務局からの連絡事項

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 能夫	事務課長	千田 明
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	佐藤 和之
振興係主任	内海 敏子	農地係主任	小椋 健一

7. 農地利用最適化推進委員

庄子 亮一 熊坂 茂彦 柴田 祐一

8. 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後 1 時 30 分)
司会：主幹	ただいまから仙台市農業委員会第 3 回総会を開催いたします。 本日、亘理町農業委員会の事務局長様が、行政視察で傍聴席にお越しになって いますので、お知らせします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会会長 佐々木均から、ごあいさつを申 し上げます。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：主幹	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が 議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたしま す。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、 議席番号 7 番 加藤和彦委員、議席番号 15 番 鈴木正年委員及び 議席番号 17 番 松原菊男委員から、欠席の届けがありました。19 人中 16 人出 席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することに、ご異議あ りませんか。 (異議なし)	
議 長	それでは、8 番 菅野則義委員、9 番 郷古雅春委員を指名いたします。	
議 長	議事に入ります。	(午後 1 時 35 分)
	第 1 号議案農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件に ついて、を上程いたします。 調査委員会の結果を、番号 1 番と 2 番と 7 番を 3 番赤間敬委員から、番号 3 番 と 4 番を 5 番大里重市委員から、番号 5 番と 6 番を 6 番加藤和江委員から報告	

願います。

第1号議案 番号1番については、19番結城一吉委員の案件があります、農業委員会等に関する法律第31条に議事参与の制限があります。『農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。』となっていることから、第1号議案を審議する前に、結城一吉委員は退席して下さい。

(結城一吉委員が委員室から退席)

議長

それでは、最初に番号1番を審議することにいたします。
調査の結果について、赤間敬委員から報告願います。

赤間敬委員
(3番)

第1号議案の調査結果について報告します。
調査は、大里重市委員、加藤和江委員、加藤和彦委員と私(赤間敬委員)の4名で行いました。今回の申請は、売買による規模拡大が2件、贈与による規模拡大が2件、贈与による農業承継が2件、遺贈による農業承継が1件の計7件です。

番号1番は、贈与による規模拡大です。譲渡人が4人で相続により農地を取得したが耕作できないので、今回贈与するものです。譲受人は、認定農業者で、現在トラクター5台を所有し、1人で、4.6haの農地を牧草地として酪農を中心に経営しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、8月23日に庄子栄農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表の通り各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

議長

第1号議案 番号1番について、調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、質問等がありませんので採決します。第1号議案 番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件、番号1番については、許可と決定いたします。
それでは、結城一吉委員の案件が終了しましたので、結城一吉委員は入室して下さい。

(結城一吉委員 入室)

議 長

それでは、引き続き、赤間委員から番号 2 番の調査結果を報告願います。

赤間敬委員
(3 番)

番号 2 番は、遺贈による農業承継です。相続人以外に対する特定遺贈となるもので、農地法の許可が必要になることから申請するものです。譲受人は、現在トラクター 1 台、耕うん機 1 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、家族 3 人で 2.7ha の農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、8 月 20 日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が、8 月 21 日に安達良和最適化推進委員が、8 月 23 日に高山真里子農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第 3 条第 2 項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

次に、番号 3 番と 4 番を、大里重市委員から調査結果を報告願います。

大里重市委員
(5 番)

それでは、番号 3 番と 4 番を報告します。

番号 3 番は、売買による規模拡大です。譲受人は農地所有適格法人で、現在トラクター 2 台、耕うん機 1 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、構成員 4 人で 11.3ha の農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、8 月 24 日に小野寺潔農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第 3 条第 2 項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号 4 番は、贈与による農業承継です。譲受人は、現在トラクター 1 台、耕うん機 1 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、家族 3 人で 90 a の農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、8 月 21 日に庄司善春農地利用最適化推進委員が、8 月 23 日に横田清孝農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしております。農地法第 3 条第 2 項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

次に、番号 5 番と 6 番を加藤和江委員から報告願います。

加藤和江委員
(6 番)

番号 5 番は、売買による規模拡大です。

譲受人は、トラクター 1 台、耕うん機 4 台を所有し、1 人で 69a の農地を畑作主体により耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、8 月 21 日に庄司善春農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第 3 条第 2 項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各

号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、贈与による規模拡大です。譲受人は、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3名で1.8haの農地を畑作主体により耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、8月24日に結城一吉農業委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

次に、番号7番を赤間敬委員から報告願います。

赤間 敬委員
(3番)

番号7番は、贈与による農業承継です。譲受人はトラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2名で2.8haの農地を稲作主体により耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、8月21日に太田勝農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。以上、よろしくご審議をお願いします。

議 長

第1号議案の番号2番から7番まで調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議・ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がありませんので採決します。第1号議案番号2番から7番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、番号2番から番号7番までは許可と決定いたします。
(午後1時47分)

議 長

続きまして、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を、4番 大泉権吾委員から報告願います。

大泉権吾委員
(4番)

第2号議案の調査結果について報告します。

調査は、結城一吉委員、佐藤昭幸委員、品川忠夫委員、と私(大泉権吾委員)の4名で行いました。

今回の申請は、月極駐車場に転用するものが1件です。

申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域にあります。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。市街化を誘引する施設が周辺にあり、街区がある程度形成されている農地であることから、第3種農地と判断しました。申請地は月極駐車場に転用するもので、畑 181 m²を駐車場(普通)9台 111.60 m²、通路等に 69.40 m²を利用する計画であります。計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、資力については、残高証明書が H30.8.7 付けで提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。以上、よろしくご審議をお願いします。

議 長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時50分)

議 長

続きまして、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を、番号1番と番号2番を11番 佐藤昭幸委員から報告願います。

佐藤昭幸委員
(11番)

第3号議案の調査結果を報告します。

調査は、結城一吉委員、大泉権吾委員、品川忠夫委員、と私(佐藤昭幸委員)の4名で行いました。

今回の申請は、太陽光発電パネル設置に転用するものが2件です。

番号1番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、賃貸借権の設定によるものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、建築業者が太陽光発電パネルに利用するもので、畑 1,209 m²を転用して、太陽光発電パネル 300 枚(発電出力 49.5kw)に 448 m²、通路等に 761 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判

断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、残高証明書が H30. 7. 25 付けで提出されております。賃貸借権の設定期間は、20 年間です。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号 2 番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。また、申請地は、建設業者が太陽光発電パネル設置に利用するもので、事業面積は原野を含み 2,228 m²で、畑 1,578 m²を転用して、太陽光発電パネル 244 枚（発電出力 49.5kw）に 412 m²、伐採材木置場に 435 m²、通路等に 1,381 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、残高証明書が H30. 6. 30 付けで提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

以上 2 件、よろしくご審議をお願いします。

議 長

第 3 号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

菅野則義委員
(8 番)

パネルの枚数が違っても発電出力は同じですか。

佐藤昭幸委員
(11 番)

出力は同じです。出力には余裕があり、50kw 未満に制御するので、低圧となります。50kw を超えると高圧になります。

議 長

他にご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がありませんので採決します。第 3 号議案について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後 1 時 55 分)

議 長

続きまして、第 4 号議案 農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地証明願

承認の件について、を上程いたします。
調査委員会の結果を、13番 品川忠夫 委員 から報告願います。

品川忠夫委員
(13番)

第4号議案の調査結果について報告します。
調査は、結城一吉委員、大泉権吾委員、佐藤昭幸委員、と私（品川忠夫委員）の4名で行いました。
今回の非農地証明願は、1件です。
番号1番、現在の状況は宅地です。申請地は市街化調整区域で、農振その他の区域であります。申請理由は、昭和29年6月に居宅を建築したときから宅地として利用してきているものです。確認資料である、建物登記簿謄本・固定資産税証明書・現地写真により、非農地対象条件③（農地法施行後の人為的改廃で、この事実行為から既に20年以上経過しており、再び農地として利用される可能性がなく、また実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの）に該当し、承認相当と調査しました。
以上、よろしくご審議をお願いします。

議 長

第4号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

高橋勝彦委員
(16番)

2,062㎡はかなり広い宅地だが、全部利用しているのですか。

品川忠夫委員
(13番)

全部を宅地（家、庭、通路）として昭和29年から利用されてきたと認められます。

議 長

他にご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、質問等がありませんので採決します。第4号議案について、非農地証明願を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件については、承認することに決定いたします。

（午後2時00分）

議 長

続きまして、第5号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める

	<p>件について、を上程いたします。</p> <p>調査委員会の結果を、19番 結城一吉委員から報告願います。</p>
結城一吉委員 (19番)	<p>第5号議案の調査結果を報告します。</p> <p>調査は、大泉権吾委員、佐藤昭幸委員、品川忠夫委員、私(結城一吉委員)の4名で、聞き取り調査は、全員で説明を受けて、調査を行いました。</p> <p>この整備計画の変更は別紙のとおり、農業振興整備計画の見直しにかかるもので、意見を求められているものです。農用地利用計画変更申出書など関係書類を検討した結果、「やむを得ないもの」と調査いたしました。</p>
議 長	<p>第5号議案について調査の結果、「やむを得ないもの」と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、質問等がありませんので採決します。第5号議案について、やむを得ないとの意見に、異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第5号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件について、やむを得ないとの意見を付すことに決定いたします。</p> <p>(午後2時03分)</p>
議 長	<p>続いて、第6号議案 農用地利用集積計画(案)について、を上程します。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
事務局 農地係長	<p>第6号議案 農用地利用集積計画(案)は、平成30年10月1日に設定するものです。総数で3件22,735㎡です。内訳は、3件とも更新するもので、農業委員会設定分です。本計画(案)の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>それでは、質問等がありませんので採決します。</p> <p>第6号議案について、承認することについて、異議のない方の挙手を求めます。</p>

	(全員挙手)
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第6号議案 農用地利用集積計画(案)については、承認と決定します。</p> <p>以上で議案を終了します。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時05分)</p>
議 長	<p>続きまして、協議に入ります。</p> <p>協議事項(1)「平成30年度業務計画の修正(案)について」を事務局から説明願います。</p>
事務局主幹兼 振興係長	<p>協議事項(1)「平成30年度業務計画の修正(案)について」、資料1をご覧ください。第2回の農業委員会総会において、また8月9日の全体会でも意見を伺いましたが、修正(案)についての意見はありませんでした。そのため今回は、具体的な説明を省かせていただきます。平成30年度業務計画の修正(案)について、第2回総会でご提示したものと同一内容で提案します。</p>
議 長	<p>協議事項(1)について、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、(1)平成30年度業務計画の修正(案)については承認といたします。</p> <p>以上で協議事項を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時07分)</p>
議 長	<p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(7)農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の返戻に関する件までを 事務局農地係長から、</p> <p>(8)平成30年度農地パトロール(1回目)の実施結果と(9)農地基本台帳補正調査について(案)の報告を事務局振興係から、</p> <p>(10)企画検討チーム会議の報告を企画検討チーム副チーム長から、報告願います。</p> <p>なお、質問については説明後、一括して行います。</p>
事務局 農地係長	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページから2ページに記載のとおり、番号4032から4042まで11件の届出がありました。転用目的の内訳は、駐車場への転用が6件、専用住宅への転用が2件、宅地造成への転用が2件、共同住宅への転用が1件の転用届出がありました。受</p>

付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、3ページから16ページに記載の通り、番号5075から5132までの58件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が19件、工業団地への転用が19件、資材置場への転用が5件、宅地造成への転用が5件、店舗への転用が3件、駐車場への転用が3件、公衆用道路・共同住宅・事務所及び宅地への転用が各1件ずつの転用届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(3) 農地法第3条の3の規定（相続）による届出については、17ページに記載のとおり5件の届出がありました。全て相続による権利の取得となっています。詳細は別紙報告書のとおりです。

続きまして、18ページになりますが(4) 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について、記載のとおり2件ありました。詳細は別紙の報告書のとおりです。

続きまして、19ページになりますが(5) 公売に対する買受適格証明願に関する届出の件については、記載のとおり1件ありました。市街化区域の農地であることから5条届出の要件を満たすもので詳細は別紙の報告書のとおりです。

続きまして、20ページになりますが(6) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件について、記載のとおり1件ありました。詳細は別紙の報告書のとおりです。

続きまして、21ページになりますが(7) 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の返戻に関する件について、記載のとおり1件ありました。詳細は別紙の報告書のとおりです。

農地法関連の報告事項は、以上でございます。

事務局

続きまして、(8)平成30年度農地パトロール（1回目）の実施結果については、資料2をご覧ください。

— 説明 —

続きまして、(9)農地基本台帳補正調査について(案)は、資料3をご覧ください。

— 説明 —

企画検討チーム
副チーム長(加藤
和江委員)

(10)企画検討チーム会議の報告については、資料4をご覧ください。

— 説明 —

議長

報告事項(1)から(10)までについて、ご質問等はございませんか。

大泉権吾委員

(1)の19ページですが、実質宅地なのに、なぜ農業委員会に証明を求めるのか、

(4番)	仙台市が求めているのなら内部なのでいらぬのでは、と農業委員会から提案しないのですか。
事務局	今現在は法に基づいてこういうルールになっていますが、事務の軽減は重要なので、制度上、軽減できるかどうか確認検討作業をしていきます。
赤間敬委員 (3番)	農地台帳の調査の返信用封筒が小さかったので、検討してほしいです。
事務局	申告書が10枚を超える人には大きめのA4の返信用封筒を同封しており、9枚以下の場合には同封した封筒に折って入るようになっています。
郷古雅春委員 (9番)	農地基本台帳の補正調査は、実態の基本となります。申請主義で、出してきた人でないと補正できないので、実態とのかい離は実際どうなのでしょう。
事務局	法律上の話になりますが、農地台帳は固定資産税と突合することとなっており、権利設定されているものは農業委員会の許認可を反映させていますが、年央で相続などで名義人が変わって合わないこともあります。また、登記地目が農地なら載せるほか、登記地目が山林等でも現況が農地の場合も載せることになっているので、現況農地で申告がない部分は抜けてしまい固定資産税とは若干合っていません。 世帯員構成は住基データと合せていますが、法律上は整備しなくてよいところになっているので、申告がないとかい離が出ています。特に、農業従事日数は申告がないと0日になっています。法律上の整備義務はありませんが農業委員会では整備していきたいので、農業をやっている方は書いて提出をお願いします。
郷古雅春委員 (9番)	農業委員会で把握している農地の面積はマキシマムになっている。地目でもカウントするし、地目が別でも現況が農地だとカウントしている。現況宅地でも農地としてカウントしているのですか。
事務局	登記地目が農地で、転用の手続が取られれば農地ではなくなっていますが、20年以上前から現況が非農地となっているもの等で転用の手続を取らないものは、農地台帳上は農地にカウントしています。
議 長	農地基本台帳は大切なものなので、農業委員も農地利用最適化推進委員も相談を受けたら、小さい変更でもあったら書いて出すように、農家に話して下さい。他にご質問等はございませんか。
大泉権吾委員 (4番)	去年、台帳補正で5,443件発送しているが、届かなかったのはどのくらいあるのですか。

事務局	郵送で戻ってきたのは 100 件未満で、転居して届かなかったものが多いので住所を調査して再送付している。最終的に戻ってきたのは 10 件程度になる。
議 長	他にご質問等はございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	質問等がないようです。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。 以上で報告事項を終了いたします。 (午後 2 時 35 分)
議 長	続きまして、その他に入ります。 会長報告 を私から (佐々木 均 会長) 報告します。資料 5 をご覧ください。
会 長	(会長報告)
議 長	次に会議出席の報告に移ります。資料 6 をご覧ください。 まず、8 月 3 日の山形県飯豊町 (いいでまち) で開催された「平成 30 年度農地中間管理事業と農地整備事業との連携に関する現地検討会」について、中野会長職務代理者からお願いします。
中野会長職務代理者 (2 番)	— 中野会長職務代理者 報告 — なお、現地配布資料は事務局にありますので、ご覧になりたい方は事務局へ申し出ください。
議 長	次に、8 月 24 日の北海道で開催された東北・北海道フォーラムについて、嶺岸委員からお願いします。
嶺岸委員 (18 番)	— 嶺岸委員 報告 — なお、現地配布資料は事務局にありますので、ご覧になりたい方は、事務局へ申し出ください。
議 長	続きまして、事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。
事務局	1. 情報提供について ①資料 7 の仙台市農業委員会名簿の配布 (農業委員名簿と農地利用最適化推進委員名簿 2 枚) ②資料 8 の農地利用最適化推進委員担当地区一覧 ③資料 9 の農業委員会活動記録簿 (月報) の記入について追加のお願い ④資料 10 の農業委員会組織「平成 30 年 7 月豪雨災害義援金」について ⑤「平成 30 年度農地等の利用の最適化に関する意見 (案)」に対する意見について ⑥ 9 月～10 月の予定表 ⑦他市町村農業委員会だより<さいたま市、千葉市、新潟市西区、広島市、熊本市>

⑧農業者年金のグッズ

議 長

その他についてご意見、ご質問等はございますか。

赤間敬委員
(3番)

パトロール時に、転用許可済みのプロット図が農地利用最適化推進委員にある
といい。許可が出ていないところの区別ができないと違法かどうかわからない。

事務局

ご指摘ももっともですが、過去転用のプロット地図等はなく、現在農地である
という地図（地番）が基本になる。7月からは農地利用最適化推進委員も含め
全員に議案が届いているので、今年度分は確認出来ます。議案にない地番の工
事等が行われている農地があれば事務局に問い合わせさせていただきたい。

議 長

今後、新たな部分が出てきたら、注意して見ていてほしい。

事務局

資料9の月報にあるように、農地利用最適化推進委員に通常の農地パトロール
では、月1回以上現場を見るよう依頼しています。異変のあった農地があれば
報告をお願いしています。

議 長

異変に気づいたら事務局に問い合わせてください。農地利用最適化推進委員が
見つけた時は農業委員に相談をしてもらって、対処できない場合は事務局へ相
談をしてほしい。

高橋勝彦委員
(16番)

活動記録簿（月報）の備考欄が狭いので大きくして欲しい。

佐藤とみ委員
(12番)

8月20日に開催したみやぎアグリレディズ21の地区別懇談会（県南地区）の参
加報告

議 長

その他、ご質問等はございますか。

（意見なし）

議 長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。他に何かありま
すか、なければ以上で全てを終了いたします。

（全て終了）

事務局

それでは、閉会のあいさつを 中野会長職務代理者からお願いします。

中野会長職務
代理者（2番）

以上をもちまして、仙台市農業委員会第3回総会を閉会します。

閉 会

(午後 3 時 15 分)